

平成26年度版「中小企業施策利用ガイドブック」のご案内

この度、中小企業庁から「中小企業施策利用ガイドブック（平成26年度版）」が発行されました。このガイドブックは、中小企業が、震災対策・経営改善・資金繰り対策・人材育成・補助金などの施策を利用される際の手引書となるよう支援施策に関する様々な情報を網羅したもので、ぜひご活用されますようご案内いたします。



■「中小企業施策利用ガイドブック」の構成

このガイドブックの「目次」では、個別の中小企業施策を次の6つの重点施策項目に分類し、項目ごとに利用できる施策が一覧できるようになっています。

平成26年度重点施策

1. **経営サポート**：技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用、人材支援、海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援
2. **金融サポート**：融資制度、保証制度等
3. **財務サポート**：税制、会計、事業承継
4. **商業・地域サポート**：商業・物流支援
5. **分野別サポート**
6. **相談・情報提供**：中小企業支援センターなど

また、巻頭の「インデックス」では、利用者のニーズにあわせて利用できる施策を支援制度別に探すことができます。利用者のニーズは、次の18の内容に分類されています。

18のニーズ

- ① 重点施策（震災対策）を知りたい
- ② 重点施策（経営改善・資金繰り支援など）を知りたい
- ③ 創業したい
- ④ 経営の効率化や経営革新を図りたい
- ⑤ 新しい分野に進出したい
- ⑥ 販路を開拓したい
- ⑦ 他の事業者との連携や地域資源を活用し、新たな取組みをしたい
- ⑧ 技術開発に取り組みたい
- ⑨ 知的財産権や産業財産権などの特許権を活用したい
- ⑩ 新たな設備を導入したい
- ⑪ 企業を再生したい
- ⑫ 下請取引の相談やあっせん、官公庁から受注したい
- ⑬ 事業承継を円滑に行いたい
- ⑭ 個人保証・担保に依存しない資金供給を受けたい
- ⑮ 金融環境・経営環境の変化に対応した支援を利用したい
- ⑯ 商店街や中心市街地の活性化、物流の効率化を図りたい
- ⑰ 海外に事業を展開したい
- ⑱ 社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい

さらに、巻末には省庁・都道府県・団体など関連の問い合わせ先一覧が掲載されていますので、分からない点についての問い合わせにもお使いいただけます。

■掲載施策の例

次のような支援施策のほか、多数の施策が掲載されています。

財務サポートの例

摘要	施策名
雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい	雇用促進税制
中小企業における様々な税制措置を知りたい	中小企業に適用される税制
設備投資を行った場合の税制措置を知りたい	中小企業投資促進税制
少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい	中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度
事業年度に生じた欠損金に対しての税制措置を知りたい	欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度
ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい	企業のベンチャー投資促進税制
公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい	公害防止税制
事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい	事業承継円滑化のための税制措置

経営サポート【雇用・人材支援】の例

摘要	施策名
従業員の所得増に取り組んでいるので融資を受けたい	地域活性化雇用促進資金(給与支払い総額増加関連)
最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業支援事業
離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策を知りたい	労働移動助成金
雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい	雇用促進税制
非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組むための支援策を知りたい	キャリアアップ助成金
職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい	キャリア形成促進助成金
若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい	若年技能者人材育成支援等事業
従業員の能力向上を図りたい	在職者訓練

■注意

1. 掲載されている内容は、各施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合がありますので、ご注意ください。
3. 本書は、平成26年3月現在で編集されています。

■本ガイドブックの入手方法

1. 本ガイドブックは、次の中小企業庁のホームページからダウンロードできます。
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h26/
2. 本ガイドブックの印刷版は、各地域の経済産業局、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業支援センターなどでも入手できますので、最寄りの機関にお尋ね下さい。

■お問い合わせ先

中小企業庁 広報室 電話：03-3501-1709
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/>